

円一保育所 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事 業 者 の 名 称	三原市
事 業 者 の 所 在 地	三原市港町三丁目 5 番 1 号
事業者の電話番号・FAX	電話番号 0848-67-6042 FAX 0848-67-5934
代 表 者 氏 名	岡田 吉弘

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	三原市立円一保育所					
所 在 地	三原市円一町二丁目 7 番 3 号					
電 話 番 号 ・ F A X	電話番号 0848-62-1565 FAX 0848-62-1568					
所 長 氏 名	瀬川 智恵美					
開 設 年 月 日	平成 25 年 10 月 1 日					
利 用 定 員 (年齢別)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	16 人	24 人	24 人	30 人	30 人	31 人
取 扱 う 保 育 事 業	子育て支援センター					

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積				3503.95 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て		
	延 床 面 積	延床面積 1668.88 m ²		
施設設備の 数と面積	乳 児 室	1 室	60.00 m ²	
	ほ ふ く 室	1 室	90.30 m ²	
	保 育 室	10 室	361.20 m ²	

遊 戲 室	1室	156.00 m ²
調 理 室	1室	52.52 m ²
調 乳 室	1室	3.50 m ²
幼児用トイレ	5室	105.00 m ²
医 務 室	1室	9.48 m ²
事 務 室	1室	59.85 m ²
設 備 の 種 類	プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	1467.00 m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であるよう努めます。 ・目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。 ・利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの補助者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

5 職員体制

所 長	1人 (保育士・幼稚園教諭免許状)
保 育 士	43人 (常勤： 23人、非常勤 18人)
調理員（栄養士除く）	6 人 (常勤： 4人、非常勤 3人)
看 護 師	1 人 (常勤： 1人、非常勤 0人)
その他の職員	5 人 (常勤： 1人、非常勤 4人)

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜～土曜
休 所 日	日・祝日 年末年始（12/29～1/3）

7 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時00分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで 土曜日の保育を希望する場合は申込が必要です。
延長保育時間	実施無し

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	・保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 ・世帯における第2子以降の3号認定の児童を対象に無償（三原市独自施策 R6年9月～）
延長保育料	区分ごとに1回300円 区分ごとに上限月3000円
主食費（3歳児以上）	1食あたり30円
副食費（3歳児以上）	1食あたり180円

※その他、必要に応じて徴収する費用等がある場合は、別途お知らせします。

9 支払方法

口座振替払を原則としています。

納期限は各月の月末までです（12月は25日）。納期限が休日の場合は翌営業日です。

10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

＜毎日の保育・教育の流れ＞

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・おやつ ・遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外） ・活動
11:00 11:30	食事の準備 食事 (年齢や個人によって前後します)	食事の準備 当番活動 食事 はみがき 当番活動
12:30	お昼寝 (年齢によって前後します)	お昼寝または休憩 (年齢によって前後します)
15:00	おやつ あそび	おやつ あそび
16:00 16:30	健康状態の連携 保育短時間終了	帰りの会 健康状態の連携 保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

<全体的な計画>

ク ラ ス	年齢別保育・教育目標
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安全な環境の中で、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・特定の保育士との応答的なかかわりのなかで、甘えを受容し愛着や信頼関係を築く。 ・一人ひとりの生理的欲求を満たし、生活リズムの安定を図りながら、快適に過ごせるようにする。 ・個人差に配慮し、離乳の完成や歩行、ことばの発達を促し、まわりのものへの興味関心を育てる。
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの甘えや欲求を十分に満たし、ゆったりとしたかかわりの中で安心して過ごせるようにする。 ・言葉の理解や発語への意欲を育て、言葉を発することを楽しむ。 ・保育士や友だちのまねをすることや、食事・着脱・排泄など、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを大切にする。 ・身の回りに対する興味や関心を大切にし、保健的で安全な環境の中で、十分に探索活動ができるようにする。 ・保育士が仲立ちとなって一緒にあそび、友だちとのつながりが楽しめるようにする。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士に受け止められ、安心したかかわりの中で自分を表現しながら、保育士や友だちをモデルとして育つ。 ・食事、着脱、排泄など、簡単な身の回りのことを意欲的に自分でしようとする。 ・全身や指先を使った遊びを十分に楽しむ。 ・保育士を仲立ちとし、生活や遊びの中でかかわりを深め、言葉のやりとりを楽しむ。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのことができるようになったことを喜び、自分でしようとする。 ・戸外での遊びを十分におこない、身体を動かす楽しさを味わう。 ・保育士や友だちと遊ぶことを楽しみながら、人とのかかわりを深める。 ・保育士を仲立ちとして、友だちと共に食事をすすめ、一緒に食べる楽しさを味わう。 ・生活に必要な言葉がある程度わかり、自分の思いや感じたことを言葉で伝えるなど、自分なりに表現する。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできたことに喜びを感じながら、基本的な生活習慣をしだいに身につける。 ・認め合い、励まし合うなど、かかわりを広げ、集団で行動することを楽しむ。

	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな活動を通して、経験したことや思っていることを聞いたり話したりする。 友だちと一緒に楽しく食事を仕方が身につく。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 自分でできることの範囲を広げながら、基本的な生活習慣が身につく。 人とのかかわりの中で、自主、自立及び協調の態度が育ち、道徳性が芽生える。 自己を十分に発揮しながら、友だちを認め合い、意欲的、創造的に遊びや生活を進め、達成感を味わう。 豊かな感性が育ち、自分の気持ちを表現したり、相手の話をよく聞き、自ら考えながら行動する。 自然の恵みに感謝し、食べ物と身体の関係に关心を持ちながら楽しく食事をする。 さまざまな体験を通して、好奇心や探究心を高め、生活や遊びを楽しむ。
その他 (行事)	参観日（各クラス3～4回）誕生会（毎月）運動会（5月）、試食会（2歳）遠足（10月）お楽し会（12月）、発表会（3～5歳）、避難訓練（毎月）、英語であそぼう（5歳毎月）、卒園式など

<クラス編成>

年齢	クラス名
0歳児	れんげ組、ちゅうりっぷ組
1歳児	たんぽぽ組、うめ組
2歳児	ゆり組、さくら組
3歳児	きく組、ふじ組
4歳児	ばら組、ひまわり組
5歳児	すみれ組、あやめ組

11 給食等について

	提供内容				保育所の給与栄養量（目標） (保育所で提供する栄養量の割合)	
	午前おやつ	昼食		午後おやつ		
		主食	副食			
0歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」に準じ、発達に応じた離乳食の提供をします。 おやつについては子の発達に	

					応じて提供します。
1歳児	○	○	○	○	465kcal (1日の50%)
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	570kcal 完全給食月 (1日の45%)
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・保育所内に調理施設を設置して給食を作っています。給食は、三原市給食年間計画に基づき、季節感や嗜好等を考慮し、バラエティーに富むよう心がけています。
- ・毎月、各家庭に献立表を配布すると共に、毎日、給食・おやつを展示食として保育所内に展示しています。
- ・厚生労働省が作成した「大量調理衛生管理マニュアル」及び、三原市で作成した「三原市保育所給食衛生管理マニュアル」沿って、安心・安全な給食提供を行っています。
- ・給食やおやつの時間には、調理員によるクラス巡回を行い、食べ具合の確認や食指導を行い、保育士と連携しながら子どもの成長を食事から支援しています。
- ・菜園活動で収穫した食べ物を給食に取り入れたり、クッキングを行っています。

<アレルギー対応について>

- ・保育所の生活に特別な留意が必要な場合には、医師の診断・指導に基づき、アレルギー対応を行います。
- ・厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」及び、三原市で作成した「食物アレルギー指示書」に基づき、適切な対応に努めています。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お布団 など

(2) 毎日持参いただくもの

(0. 1. 2歳児) かばん てふきタオル ビニール袋 食事用エプロン
(0歳児) おやつ用スタイ (1. 2歳児) コップと袋
(3. 4. 5歳児) かばん 水筒 出席ブック 手拭きタオル コップ ビニール袋
(全員週初め) カラー帽子 布団 上靴 (3. 4. 5歳児) はみがきセット

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
(ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください)

(4) その他ご用意いただくもの

水着セット(夏場)

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者の方が責任を持って、子どもを保育士に受け渡す。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・園庭や駐車場では遊ばない。

14 保育所と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からぬことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・園便り、コドモン配信 など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 内科検診 2回、歯科健診 1回、視聴覚健診 1回 | 尿検査 1回、眼科健診 1回、耳鼻科健診 1回 |
|--------------------------|-------------------------|

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・毎朝、健康観察を行います。体調について、0～2歳児クラスはコドモンアプローチからの連絡、全児童登園時に保護者からの連絡をお願いし、健康状態の把握をします。
- ・症状に対しては、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、対応します。
- ・発熱時の対応：38.0°C以上の発熱または37.5°C以上に加えて全身状態が不良な場合など個々の状況に応じて保護者に連絡し、迎えと受診を依頼します。
- ・感染症の場合、登園の際には診断によって「意見書」または「登園届」を提出していただきます。
- ・保育所での与薬：本来は保護者が登園して与えていただきますが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と当所で話し合いのうえ、当所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「くすりの連絡票」「くすりの指示書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して当所の職員に手渡していただきます。薬は医師が処方したものに限ります。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・当所での予防対策
手洗いの可能な児童は手洗いを行います。
テーブルなどの共用部分は、毎日消毒を行います。
(保健所への報告が必要な集団感染事例が発生した場合は、社会福祉施設等における感染症事例の報告を行います。保健所・嘱託医との相談により、一部または全部を閉鎖する場合があります。また、給食やおやつの内容を変更する場合があります。)
- ・発生した場合の連絡（園便り、保健便り等）
「意見書」「登園届」が必要な感染症が確認された場合は、コドモンなどを通じて周知と家庭での対策を連絡します。

17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点
入所申請前に園の見学と相談を行います。
加配職員等が必要と判断した場合、新たな職員配置や施設整備などが整うまでお待ちいただくことがあります。
入所後は、保護者・関係機関等と連携をとりながら、集団保育を行っていきます。

18 嘴託医

以下の医師（小児科・内科）へ委嘱しています。

医 師 名	木原 幹夫
医 療 機 関 名	木原こどもクリニック

19 嘴託歯科医

以下の歯科医へ委嘱しています。

医 師 名	佐藤 力
医 療 機 関 名	—

20 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

避 難 場 所	三原市立南小学校
---------	----------

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘴託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	三原警察署 0848-67-0110
消 防 署	三原消防署 0848-62-2101

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	瀬川 智恵美
消 防 計 画 届 出 年 月 日	三原消防署 令和6年4月10日
避 難 訓 練	火災避難訓練(消火・通報・避難誘導) 地震避難訓練・水害避難訓練・不審者対応訓練 年12回以上実施
防 灾 設 备	消火器、誘導灯、火災報知器 など

23 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	①日本スポーツ振興センター災害共済給付 ②全国市長会学校災害賠償保障保険
保険の内容	①園の管理下における災害に対する、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給） ②身体賠償、財物賠償
保険金額	①医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ②身体賠償：支払限度額 1 名につき 1 億円、1 事故につき 10 億円 財物賠償：支払限度額 1 事故につき 2,000 万円 ※詳細は各制度参照

24 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年2回、自己評価を実施
----------	---------------------------------------

25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 倉橋 咲江 電話番号 0848-62-1565
相談・苦情解決責任者	氏名 瀬川 智恵美 電話番号 0848-62-1565
第三者委員	野内 セツコ 児童民生委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

26 地域の育児支援について

- ・園庭開放
- ・室内開放

27 小学校等との連携について

- ・入所している子どもの資料等（要録）の小学校への送付 学校体験

28 その他保護者に説明すべき事項

児童等の事故・被害防止を目的に、カメラを設置しています。録画された映像は、事故・被害発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理します。また、必要に応じて、警察等に提供する場合があります。

(個人情報の取り扱い)

- ・職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・園便り・クラス便りに写真を掲載することがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。

当所における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：三原市立円一保育所

所在地：三原市円一町二丁目7番3号

説明者職名：所長瀬川智恵美

私は、書面に基づいて三原市立円一保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：